

補償保険制度について

活動中の事故については、会員間で解決することになっていますが、万が一の事態に備えて、一括してファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。

援助活動中に事故などが起こった場合は速やかにセンターへ連絡してください。

① 会員傷害保険

提供会員がセンターの調整した援助活動中や援助活動を行うために自宅と依頼会員宅や保育施設等への往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被ったときに補償するものです。

【補償例】

- ・ 提供会員が預かっている子どもの食事を調理中に自分がやけどをした。
- ・ 子どもを預かりに行く途中に自動車事故にあってけがをした。

【対象とならない主な例】

- ・ けがでないもの（病気、靴ずれ、急性心不全、細菌性食中毒日射病等）。
- ・ むちうち症や腰痛で、他覚症状がないもの。故意、けんか等によるもの。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～15万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

② 賠償責任保険

提供会員が援助活動中に監督ミスや提供した飲食物等が原因で、預かっている子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

【補償例】

- ・ 提供会員の不注意でお湯がこぼれ、預かっている子どもに大やけどをさせた。
- ・ 提供会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で預かっている子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりした。

事由	補償額
対人・対物	1事故につき 2億円
初期対応費用	1事故につき 500万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

- ※ 初期対応費用・・・担当者の派遣費用、事故現場の保存費用等を賠償責任の有無にかかわらず支払います。
- ※ 見舞金・見舞品は、対人事故の場合に限ります。
- ※ 提供会員の財物及び家族については、「お見舞金制度」があります。



③ 児童傷害保険

預かっている子どもが援助活動中に傷害を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

【補償例】

- ・子ども同士がふざけていて階段から落ち、けがをした。

【対象とならない主な例】

- ・けがでないもの（病気、靴ずれ、急性心不全、細菌性食中毒、日射病等）。
- ・むちうち症や腰痛で、他覚症状がないもの。故意、けんか等によるもの。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～9万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内で90日分を限度



④ 研修・会合傷害保険

センターが主催する研修・会合中や研修・会合会場の往復途上（自宅との通常経路）において出席者（児童を含む）が傷害を被ったときに補償するものです。

【補償例】

- ・研修会場で出席者が転倒してけがをした。
- ・研修会場に向かう途中、自動車事故にあってけがをした。

【対象とならない主な例】

- ・けがでないもの（病気、靴ずれ、急性心不全、細菌性食中毒、日射病等）。
- ・むちうち症や腰痛で、他覚症状がないもの。故意、けんか等によるもの。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～15万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,800円	事故日より180日以内を限度
通院(1日)	2,300円	事故日より180日以内で90日分を限度

*自動車事故によりけがをした場合は、会員傷害保険と児童傷害保険又は研修・会合傷害保険は適用されます。しかし、賠償責任保険は適用されませんので、各自の自動車保険を適用してください。また、相手方の車や提供会員の車の修理費用も賠償責任保険は適用されません。